No. 64
昭和41年9月10日

広報しろね

発行／白根市役所
編集／企画審議室

人口のうごき

（9月1日現在）		（8月中）	
人口・	33,991	出生・	26
男・	16,277	死亡・	20
女・	17,714	転入・	48
世帯・	6,350	転出・	55

ほとんどが上位等級米

今年はサイロをフルに利用

ライスプラント

〝いまずりのうまい米がいつでも出荷できる〟というライスプラントが白根農協にお目見えしたのが去年の七月。それがことしの七月でちょうど一年をすぎました。同プラントがどのように利用され、どんな結果が出て、ことしはどのような計画ですすむのかなどを同農協にきいてみました。

□……ことしの予定量は満タン

プラントの四本のサイロの中には満たんにして九百トンはいります。それを去年は総容量の五十六㌫にあたる五百四トンくらいしか利用していませんでした。そこで、ことしはそれを満タンの九百トンに上げ、四本のサイロをフルに利用して、品質の統一された米をたくさん出荷しようという計画をたてています。そのために集団栽培する品種を越路早生、日本海、越ひびきの三つに統一し、それぞれの予定数量を四百五十トン、二百二十五トン、二百二十五トンにしています。

今年度は延長七千メートル

□……上位等級米が九十七㌫

下の表をごらんください。まずこの表を等級別に見てみましょう。プラントを利用した場合は、三等米が全体の九十一・五㌫をしめだんぜんトップ。ついで二等米の六㌫、五等米の一・八㌫、四等米の〇・七㌫の順となっています。プラントを利用しないものを同じく等級別にみてみますと、四等米の四十四・一㌫がトップ、ついで三等米の四十二・八㌫、二等米の十・五㌫、五等米の二・五㌫、一等米の〇・一㌫という順になります。

これをこんどは、上位等級米（一、二、三等級）と下位等級米（四、五等級）にわけて比べてみましょう。プラントを利用した場合に出てくる上位等級米は九十七・五㌫、下位等級米は二・五㌫となりそのほとんどが上位等級米になります。

プラントを利用しない場合の上位等級米は五十三・四㌫下位等級米は四十六・六㌫となり上位と下位はだいたい半分ずつくらいになります。そこでいえることはプラントを利用した場合は一、二等米がすくないかわりに四、五等米もすくなく利用しない場合は一、二等米がでてくるかわりに四等米が多くなるということでしょう。これでプラントを利用すると上位等級米がいかにたくさんでるかというのが、おわかりいただけたと思います。

なお、プラントを利用した欄をごらんになって、五等米が多いことに気ずかれたことと思います。これは、調整してゆくとどうしてもくず米がでるためこれをすこしでも多くくず米からすくい、五等級に入れようと再調整をやったため、このような結果になったものです。

□……実情にあった団地栽培を

プラントを利用したのは去年がはじめてのため①あまり基本の計画にとらわれすぎて、実情にあわないことがあったのではないか②巡回指導がうまくゆかなかったため趣旨の徹底が不十分となり、組合員の理解と協力が十分でなかった③品種をひとつかふたつにしぼるため作業が集中した④自然的条件がよいため新技術の指導がむずかしかったなどの問題点がでてきました。

これについて同農協では、ことしは①実情にあった団地栽培をする②巡回指導を重点的におこない農家との話し合いの中から問題点を見い出しそのつど解決してゆく③プラントを利用するところは品種を統一して、あとは二十㌫くらいを自由区にするなどの対策をきめ、ことしからそれを実行にうつしています。

等級別比較表

等級	一	二	三	四	五	計
	%	%	%	%	%	%
プラントを利用したもの	—	6.0	91.5	0.7	1.8	100
プラントを利用しないもの	0.1	10.5	42.8	44.1	2.5	100

幹線道路の舗装すすむ

市内の道路で、いま舗装工事が急ピッチに進められています。今年度は国道二カ所、県道六路線十二カ所、市道三路線四カ所、あわせて約七千㍍、六千二百四十万円ほどの舗装事業費が投入されます。

今年度中に舗装されることに決った路線ごとの舗装延長を掲げますと、国道では旧八号線戸頃、清水地内九百三十一㍍、新飯田地内百四十四㍍。県道では燕～新飯田線新飯田地内六十㍍、月潟～五泉線沖新保地内と茨曾根地内それぞれ百㍍、新潟～庄瀬～新飯田線の上新田地内百二十㍍、鷲ノ木・笠巻地内二千百五㍍、庄瀬農協前三百六十九㍍、臼井保育所前百㍍、白根～五泉線では戸石新田地内百㍍、和泉地内三百七十一㍍、新津～白根線の古川保育所前七百二十㍍。

それに市道では白根～蔵主線小林小学校前三百九十二㍍、新町通り線八百六十㍍、そのほか須藤小路線も着工することになっています。

これらの舗装工事が完了すると、市内の国道は百㌫近く、県道も白根～五泉線と新津～白根線の主要地方道で七十㌫近くに舗装率がのびることになります。国は道路整備新五カ年計画をたてて、道路整備の充実を目ざしているので、市としてもこんごできるだけの事業費を投入して、一日も早く市道の主要路線を百㌫の舗装率に近づけ、交通量の増大に対応できるように、重点をおいて推進する方針です。

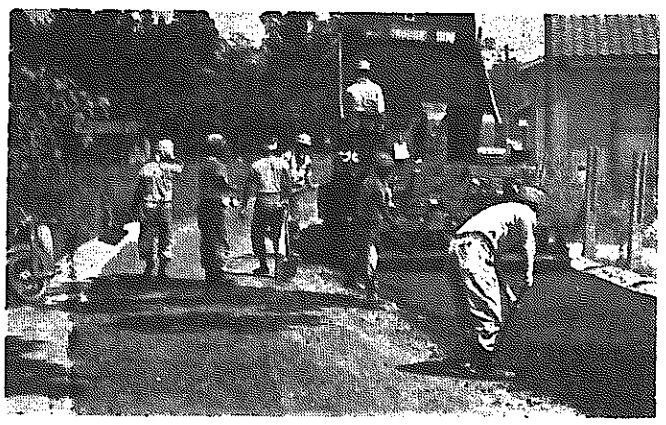

主要地方道新津・白根線の舗装作業（古川地内で）

絶えない農地の無断転用

最近は農地転用の件数が目立って増加し、つぶされる農地の面積は、四十年度の実績で百六十九件七・四㌶にもなっており、今年度はそれよりもさらに五十㌶くらい転用面積が増えるものと予想されます。

農地を農地（田・畑）以外のものに転用しようとするときは、農地法の定めるところにより、県知事の許可を得なければなりません。一部に工事の実施を急ぐあまり、許可前に整地したり、工事にとりかかる例が見受けられますが許可を受けずに無断で農地を農地以外に転用したときは、不正事業として三年以下の懲役または十万円以下の罰金に処せられます。現に、市内でも無断転用によって、きびしい処分を受けた実例もあり、農地保全の上からも、ますますきびしくされる傾向ですので、関係者はつぎの点に留意され、すみやかに手続きをとって、許可を得てから工事に着手するようにしてください。

①工事着手まえ、おおよそ二カ月まえくらいに、転用申請の手続きをとってください。

②市の農業委員会の定例会は、毎月五日（日曜、祭日のときはよく日）となっていますので、申請書は前月の二十五日までにだしてください。

③申請事務手続きや、必要な書類などについては、お気軽るに農委事務局にご相談ください。

モーターバイクも賠償責任

十月一日から強制加入

自動車損害賠償保障法の一部が改められ、十月一日から原動機付自転車（モーターバイク、スクーター）も自動車と同じように、責任保険の契約をしなければ、運転ができなくなりました。

これは、近年、自賠法の対象外であった原動機付自転車による事故の被害者が増大しているため、これらの被害者に対しても、自動車事故による被害者と同様の保護を与えることなどの改正を行なったもので、そのおもな内容は次のとおりです。

▼原動機付自転車にも賠償責任

原動機付自転車を運転して他人の生命または身体を傷害したときは、損害賠償責任を負うことになり、自動車と同じように、責任保険の契約をしなければ運転できなくなりました。

責任保険は、九月三十日までは任意加入期間ですが、十月一日から強制加入となります。なお、強制加入の時期がせまりますと、申込みが殺到して、契約事務がはかどらないで、保険証明書の交付がおくれることも予想されるので、なるべく早く手続きされるようにおすすめします。

▼保険金額の引き上げ

保険金額――一事故、一人あたりの支払最高限度額が、死亡のときは百万円を百五十万円に、死亡にいたるまでの傷害のときは三十万円を五十万円に、傷害のときは三十万円を五十万円に、後遺障害のときは五万円から百万円を、七万円から百五十万円に、それぞれ七月一日から引き上げられました。

▼仮渡金の金額の引き上げ

仮渡金の金額が、死亡した者には三十万円を五十万円に傷害を受けた者には、五万円を十万円に、二万五千円を五万円に、五千円を一万円に、それぞれ七月一日から引き上げられています。

▼農協の賠償責任共済

いままで、自動車強制保険は、保険会社だけが行なっていましたが、こんど自動車強制保険にかわるものとして、農協で自賠責任共済（自動車損害賠償責任共済）を実施することが認められ、この共済に加入した人は、自動車強制保険に加入する必要がなくなりました。

農協の自賠責任共済に加入できるのは、組合員のもっている軽自動車、原動機付自転車と、農事組合法人および農協の所有する全車種です。

▼耕うん機は除外

農耕作業用小型特殊自動車（いわゆる耕うん機）は、この法律の対象から除外されました。ただし、現在締結されている契約については、その保険期間の終期まで存続されます。

モーターバイクの交通事故が増えています（追突事故現場）

収穫期の農作業を安全に

もう一度機械の整備を

農業用トラクター、耕うん機を中心とした農業機械の利用が、最近、急速に普及し、労働力の合理化に大きな役割りをはたしています。

しかし、これら農業機械の活用が増加するにともなって路上や圃（ほ）場での事故が年々多くなり、その安全保持と農作業効率の向上をはかることの重要性が増大してきました。みのりの秋をむかえて、ますます多忙な時期になりますが、農業機械が道路上で事故を受けたり、災害を起こすことのないよう、もう一度、農業機械の運転にあたって、機械の整備や、交通規則をふりかえってみてください。とくにテイラーは、運転免許を受けることが必要ですから、免許を受けてない人は、講習会に参加し、早く免許をとるように努めてください。

なお、農作業を行なう場合とくに機械を使用するときの万一に備えて、昨年十一月から、労災保険の特別加入の道も開けました。これに対する加入も必要なことがらです。

こん月の納税メモ

固定資産税 第三期
軽自動車税 随時

納期限は三十日ですから、お忘れなく納めてください。

行政相談のご案内

つぎのような要領で「行政相談所」を開きます。

健康保険、税金、農地、生活保護、恩給、年金、道路、河川、衛生、公害、電話、郵便など県や市町村役場でおこなっている仕事について、不満、要望、意見などをおもちのかたはこの制度をご利用ください。

相談された内容は絶対他にもれることはなく、無料で相談に応じてくれます。

1.日　時　九月二十六日午後一時から四時まで
2.場　所　市産業厚生会館
3.相談員　市内識訪ノ木　関根慶吉